

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画区域区分を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

大竹市の一部

廿日市の一部

広島市の一部

熊野町の一部

坂町の一部

呉市の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課

大竹市役所

廿日市市役所

広島市役所

府中町役場

海田町役場

熊野町役場

坂町役場

呉市役所

四 縦覧期間

平成二十四年二月十七日から平成二十四年三月二日まで